



2024年2月吉日

採用ご担当者様

ドイツ学術交流会東京事務所
プログラムマネージャー
兼 リレーションシップマネージャー
堀田 清文

ドイツ政府国費奨学金プログラム「SP Japan（日本語学習と企業内研修）」 第40期生研修受け入れお願いに係る件

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊所および当プログラムに格別のご高配を賜り御礼を申し上げます。この度は「SP Japan(日本語学習と企業内研修)」(ドイツ語：Sprache und Praxis in Japan Programm) 第40期奨学生の研修受け入れをご検討頂き、心から御礼申し上げます。本書にて、当プログラムについて、および、研修受け入れをお認め頂いた際の在留資格(ビザ)変更手続きに関して、ご説明申し上げます。

ドイツ連邦教育研究省の拠出金によって運営されている当プログラムは、ドイツ学術交流会(DAAD)が提供するドイツ人を対象にしたプログラムの中でも特別な奨学金プログラムで、1984年からの歴史を有しています。9ヶ月間(2023年10月から2024年6月)の日本語学校における日本語学習と、6ヶ月間(2024年7月から2024年12月)の企業等における研修にて構成されており、高度な日本語運用力に加えて、研修での経験を通じ、実践的かつ実務的な能力を養成し、以って当プログラム奨学生が、ドイツ連邦共和国および日本国の経済・産業分野における両国間交流に活躍していくことを、当プログラムの目的としております。

この企業等での研修におきましては、以下の条件にて受け入れをお願い致したく存じます。

- **研修時間(就業時間)**：フルタイム
- **研修期間**：2024年7月1日から2024年12月31日までの6カ月間
※本研修を確認する書面においても、本研修期間を2024年7月1日から2024年12月31日までと明記して頂きますようお願い申し上げます。なお、実際には、12月下旬に冬期休暇となる点は全く差し支え御座いません。
- **研修の内容**：研修を実施させて頂く当該奨学生の、これまでの専攻内容と十分一致しているもの
- **研修期間中の休暇**：10日まで
- **報酬**：無報酬であることを前提としていますが、交通費や生活支援金のようなものを貴社・貴機関から援助して頂くことは可能です。ただし、在留資格の要件、および当会から奨学金を支弁している関係から、4万円程度を上限額としています。

研修受け入れをお認め頂いた折には、2024年7月から研修を行うため、当該奨学生の在留資格を、現時点で保有している留学ビザから文化活動ビザに変更する必要があります。そのこ

とから、貴社・貴機関におかれましては、以下の書類のご用意をお願いしたい次第に存じます。

1. 本奨学生の研修受け入れに関し承諾並びに活動の内容等を記載した文章

研修期間、研修場所、研修時間、研修における活動の内容、（何らかの金銭的援助をいただける場合の）処遇等、本研修に係るご担当者のお名前と部署名・お役職名を記載して頂ければ、形式は自由でございます。ご参考として、「研修受入承諾書記載例」（PDF）および「研修受入承諾書フォーマット例」（Word）をご高覧下さい。

なお、貴社・貴機関書式の「インターンシップ契約書」等におきまして、当該事項が記載されているようでしたら、そちらの契約書を以って本書として頂くことも可能かと存じます。出入国在留管理局提出の際には、日本語での文書提出が求められていることから、日本語以外にて記載されている場合は、日本語翻訳のご用意もお願い申し上げます。

2. 「在留資格変更許可申請書」の「所属機関等作成用 I J」へのご記入

出入国在留管理庁にて公開されている「在留資格変更許可申請書」の「所属機関等作成用 I J」に必要事項を記載して頂く必要が御座います。こちらの申請書は、下記の出入国在留管理庁ホームページよりダウンロードして頂くことができます。

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html>

（4【芸術】・【文化活動】）

また、ご参考までに「在留資格変更許可申請書 参考資料」（PDF）を用意しておりますので、ご活用頂ければ幸いです。

3. 受入機関のパンフレット（会社紹介等）

上記の貴社・貴機関にて記載して頂く書類に加えて、貴社・貴機関の事業等を出入国在留管理局ご担当者にご理解して頂くため、紹介のパンフレット・リーフレット、または、ホームページを印刷したものも併せてご用意頂けましたら、大変有難く存じます。

なお、在留資格の変更手続き自体は、奨学生本人が必要書類を持参し、5月中旬に管轄の出入国在留管理局である東京出入国在留管理局（東京都港区港南 5-5-30）へ直接申請に参ります。当該変更申請は、出入国在留管理局の方のご案内によれば、おおよそ6週間程度にて手続きがなされるとのことで御座います。

本件につきご質問がございましたら、当プログラムを担当しております、堀田 (horita@daadjp.com)まで、どうぞご遠慮なくお問い合わせ下さい。

当プログラム奨学生の研修受け入れにつきまして、積極的にご検討を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

敬具